

# 環境に係る情報協議会 土地改良施設事故防止事業

## 1. 事業概要

### 《対象地区と関係市町村》

#### 【雨竜川中央地区】

深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町

#### 【北空知地区】

深川市、滝川市、妹背牛町

#### 【高岡シップ地区】

石狩市

#### 【北檜山右岸地区】

せたな町、今金町

#### 【天塩川上流地区】

士別市

#### 【御影地区】

清水町、芽室町

### 《事業概要(全地区共通)》

各地区の水管理施設は、通信設備に使用するNTT専用線サービスが終了するため、施設の遠方監視が不可能となり、施設管理者の維持管理の労力が増大するとともに、必要な農業用水が供給できなくなり、農業生産に支障が生じるおそれがある。

このため、本事業において回線の切り替え及び通信機器交換を緊急に行うことにより、農業用水の安定供給及び施設の維持管理の費用と労力の軽減を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資するものである。

## 2. 環境配慮方針

### 《基本方針》

本事業においては、事業の実施により想定される影響とその程度を踏まえたうえで、各市町村の田園環境整備マスタープランとの整合を図り、地域の自然環境との調和に配慮する。

### 《取組内容》

本事業の内容は、水管理施設の通信設備の更新であり、事業実施による環境への影響は軽微かつ限定的なものと考えられるため、本事業における環境との調和への配慮は、工事施工時において事業による影響を可能な限り低減させる対策を講じるものとする。

#### ・施工時における配慮

環境に配慮した施工を行う上で、留意すべき事項を取りまとめ、工事関係者等に周知するとともに、工事施工時における影響を低減させる措置等を講じる。

- 1) 周辺で確認された動植物に関する情報の周知等
- 2) 使用する機材の排ガス装置、低騒音型建設機械等の使用